

平成 30 年度 沼津市 津波対策計画策定業務委託
契約候補者選定に係るプロポーザル 参加要領

1 目的・趣旨

本市においては、「沼津市地震・津波対策アクションプラン」で、静岡県第 4 次地震津波被害想定を基に、必要な対策を整理した。これを受け、津波避難タワーの建造や、津波避難ビルの指定等津波対策事業を実施してきた。また、「災害避難行動計画策定支援業務」では、早急に対策が必要な津波避難について、確実な避難行動を実現するため、その重要性を地域住民に周知し、意識付けを行うとともに、的確な避難場所の周知や避難経路の選定等を行った。

このことを踏まえた「平成 29 年度津波対策効果検証業務」で、いままでの減災効果を検証し、津波避難困難地区を抽出した。

本業務は、この成果を生かし、津波避難困難地区の解消を図るため、的確な避難行動の実施による効果や、避難行動では解消されない課題への解決策を盛り込んだ津波対策計画を策定するものである。

なお、計画策定に当たっては、総合計画や都市計画マスタープラン等の市の諸計画と整合を図るとともに、現在、都市計画部において策定作業中である立地適正化計画の内容を踏まえ、市街地における津波浸水想定区域の居住誘導のための対策の整理、検討に資するものとなるよう、十分に都市計画部との調整を行うこととする。

事業実施に当たり、関連基礎データの収集解析、他自治体の事例調査、本市既存施策・事業との調整・融合策、及びその採算性検討等、高い専門性が要求されるため、専門事業者に委託する。

業務の実施に当たっては、十分な経験とノウハウ、客観的かつ専門的な情報収集分析、及び調査結果の取りまとめに関する高度な専門性が求められるとともに、新たな視点や社会資源の活用の提案とその検討を行う積極性が求められるため、プロポーザル方式により契約候補者を選定する。

この要領は、「平成 30 年度 沼津市 津波対策計画策定業務委託契約候補者選定に係るプロポーザル」の実施及び参加方法について、必要な事項を定めるものである。

※もっとも優れた提案をした者を本要領に従い契約候補者として選定し、契約候補者の提案内容を踏まえた仕様書を別途調製の上、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約を締結するものである。

2 契約の概要

- | | |
|----------|---|
| (1) 業務名 | 平成 30 年度 沼津市 津波対策計画策定業務委託 |
| (2) 業務内容 | 別紙「平成 30 年度 沼津市 津波対策計画策定業務委託 公募仕様書」のとおり |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から平成 31 年 3 月 29 日まで |

(4) 契約金額 契約上限額 15,000,000 円 (消費税及び地方消費税を含む)

3 問い合わせ・書類提出先

沼津市危機管理課 (〒410-8601 沼津市御幸町 16 番 1 号 沼津市役所内)

担当 危機管理係 川端

電話 055-934-4758 FAX 055-934-0027

E-mail kikikanri@city.numazu.lg.jp

4 参加資格要件

次の各号のいずれかに該当する者は、本プロポーザルに参加する資格を有しない。なお、契約候補者の決定後契約締結までの間においても、以下の項目に該当した場合は契約候補者の決定を取り消すことがある。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)
- (3) 沼津市暴力団排除条例(平成24年条例第22号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者
- (4) 沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者
- (5) 国税及び沼津市税の滞納がある者
- (6) 過去5年間に於いて国及び地方公共団体の同種業務受託実績を有しない者

5 契約候補者選定スケジュール

No	内容	期間
1	募集開始	平成30年5月15日(火) ホームページに掲載
2	質問受付	平成30年5月22日(火) 17時までに電子メールで
3	質問回答	平成30年5月25日(金) までにホームページに掲載
4	プロポーザル参加申込 企画提案書等の提出	平成30年6月4日(月) 17時必着
5	プロポーザル参加承認	平成30年6月5日(火) 17時までに電子メールで
6	選考会	平成30年6月8日(金) 予定
7	選定結果の通知	平成30年6月11日(月) 予定
8	契約締結	平成30年6月15日(金) 予定

6 質問受付・回答

(1) 質問方法

本業務委託の内容等についての質問は、質問受付期間中に、電子メール等（様式任意）により提出する。会社名、担当者名、電子メールアドレス、電話番号、FAX番号を併記すること。質問提出先は「3 問い合わせ・書類提出先」のとおり。

なお、プロポーザル実施手順等についての質問は随時電話等で受け付ける。

(2) 回答方法

業務の内容等に関する質問については、質問者匿名にて沼津市ホームページ上で回答を掲載する。

7 プロポーザルへの参加申込

(1) 提出書類

以下の書類をプロポーザル参加申込の期間中に「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出（郵送可）すること。ただし、沼津市入札参加資格者名簿に登録されている事業者は、④、⑤、⑥は不要である。

なお、参加申込後、参加を取りやめる場合は企画提案書等の提出期限までに参加辞退届（様式3）を提出すること。辞退しても今後不利な扱いを受けることはない。

① 参加申込書（様式1）

② 同種業務実績表（様式2）

記載した業務のうち一つは内容が確認できる資料（契約書・仕様書等の写し）を添付

③ 会社概要（様式は任意だが1種類とする。パンフレット等でも可）

④ 暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書（様式4）

⑤ 財務諸表（直近事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」）

⑥ 納税証明書（申込日から3か月以内に発行されたもの。課税のあるもののみ提出。）

ア 沼津市法人市民税納税証明書（最新の事業年度のもの）

イ 沼津市固定資産税納税証明書（昨年度のもの）

ウ 国税納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について）

・法人登記している事業者は「その3」又は「その3の3」を提出

・個人事業者の場合は「その3」又は「その3の2」を提出

(2) 提出部数

① 同種業務実績表、会社概要 7部（正本1部、副本6部）

※同種業務実績表に添付する契約書・仕様書等の写しは、正本のみに添付し、副本には添付しないこと。

※同種業務実績表には自社名を記載しないこと。

② 上記以外の提出書類 1部

8 プロポーザルへの参加承認及び選考会当日案内の通知

参加申込書類の確認後、プロポーザル参加の認否を電子メールにて通知する。なお、申込書類を提出したにもかかわらずプロポーザル参加承認の通知期限までに認否の連絡がない場合は、通知期限日の 17 時まで「3 問い合わせ・書類提出先」へ電話で問い合わせること。

また、参加不承認の場合は、市にその理由の説明を求めることができる。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

以下の書類を企画提案書等の提出期間中に「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出(郵送可)する。

- ① 企画提案書提出届(様式5)
- ② 企画提案書(様式自由)
- ③ 工程表(様式6)
- ④ 実施体制調書(様式7)
- ⑤ 見積書(様式自由、押印不要)

(2) 企画提案書等の規格(不備がある場合は、一切受け付けない。)

企画提案書等の提出書類は以下の点に注意し作成すること。

- ① 「(1) 提出書類」のうち、②～⑤については、すべて自社名を入れないこと(入っている場合は受け付けない)。
- ② 「(1) 提出書類」は、日本工業規格A4で作成する。このうち、②～⑤については、この順に左綴じしたものを1部とし、これを7部提出する。A4以外のサイズを用いる場合はA4サイズに折りたたむこと。

(3) その他、注意事項

- ① 企画提案書は工程表、実施体制調書、見積書を除き10ページ以内で作成すること。
- ② 見やすいもの、わかりやすいものとする。特に実施方法は、具体的に説明し、手順等を簡単なフロー等で示すこと。
- ③ 本要領に示す業務委託の目的・趣旨を達成するため、契約上限額の範囲でできる限りの提案をすること。また、本件の契約候補者選定においてプロポーザル方式を採用する点に鑑み、公募仕様書に示す本市の要求事項にとらわれず、参加事業者の専門性を生かした指摘や提案に努めること。
- ④ 見積書は、提案する実施項目の費用が分かるように内訳を記載すること。
- ⑤ 提出後の提案内容の修正は一切認めない。

10 提案する内容

別紙「平成30年度 沼津市 津波対策計画策定業務委託 公募仕様書」の「2業務内容」に示す部分について、提案を行うこと。

11 選考

(1) 選考方法

企画提案書等提出書類の内容を基に、「平成 30 年度 沼津市 津波対策計画策定業務委託 契約候補者選定委員会」において総合的に評価を行い、契約候補者を選定する。ただし、合計点数が 60 点を超えるものがいなかった場合は、契約候補者を選定しない。

(2) 評価項目

別表「評価項目」のとおり。

(3) 選考会（プレゼンテーション）

発表時間等は 1 参加者につき 20 分程度（発表 10 分・質疑 5 分・準備片付け 5 分）を予定している。日時、会場、当日のプレゼンテーションの順番等は、参加承認通知時に併せて通知する。プレゼンテーションにスライドを使用する場合は、参加申込の際に申し出ること。また、パソコンは各自で用意すること。なお、プロジェクタ・スクリーンは市で用意する。

プレゼンテーションの際には、自社名を明かしてはならない。

12 選考結果の通知

契約候補者選定後、すみやかに沼津市ホームページ上にて結果を公表する。なお、参加者自身の評価については、契約締結後、市にその理由の説明を求めることができる。

13 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出期間中に提出しなかったとき
- (2) 選考会指定時間に来場しなかったとき
- (3) 「4 参加資格要件」の各号のいずれかに該当したとき
- (4) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (5) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき

14 契約

市は契約候補者と協議し、契約候補者が提案した内容を反映した仕様書を調製のうえ、契約を締結し、すみやかに契約結果を沼津市ホームページ上で公表する。なお、本プロポーザルは参加者の企画力、提案力、業務遂行能力等を審査するものであるから、仕様については契約時に再度精査するものとする。

ただし、選定された契約候補者が以下の規定するものに該当することになった場合は、契約を締結しない。なお、この場合は次順位の者と協議するものとする。

- (1) 「4 参加資格要件」の各号のいずれかに該当したとき
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき

なお、契約書は、沼津市ホームページに掲載してある「沼津市業務委託契約約款」を含めるので、事前に確認をしておくこと。

(ホームページ > 事業者のみなさんへ > 入札情報・契約 > 建設工事関連業務以外の委託 > 「沼津市業務委託契約約款 (PDF)」)

15 契約締結後

契約者は、市との協議のもと、速やかに実施計画書（実施体制、連絡体制、工程等）を作成し、市の承認を得ること。

16 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、沼津市が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (2) 本案件に係る情報公開請求があった場合、提案内容やノウハウ及び提案への評価に関する部分を除き、沼津市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がありますものとする。
- (3) 提出書類は一切返却しない。

17 その他

- (1) 本件参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類における記名・押印は、すべて沼津市競争入札参加資格者名簿（業者名簿）に登録のある者については登録のとおりとし、登録のない者については契約の権限を有する代表者のものとする。

別表 評価項目

評価項目		配点	合計配点
(1) 企画 提案力	①本業務に対する基本的考え方が具体的かつ適切か	10	40
	②本市の特徴、現況等がふまえられているか	10	
	③提案内容は目的を達成するために有効か	10	
	④独自の視点や提案は、本業務において有効か	10	
(2) 業務 遂行能力	⑤同種業務の実績は十分なものか	15	60
	⑥配置予定者の専門性は十分か	10	
	⑦・事業を円滑に進められるような体制であるか ・不測の事態にも対応できる体制であるか ・委託者と綿密な意思疎通が図れる体制か	15	
	⑧業務執行過程が明確にスケジュール化されており、提案内容との整合性が図られているか	10	
	⑨見積書は提案内容を踏まえたものとなっているか	10	
		100/100	

ただし、合計点数が 60 点を超えるものがいなかった場合は、契約候補者を選定しない。